

平成 28 年 4 月 26 日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
松 本 純 一

平成 28 年熊本地震に関連する診療報酬等の取扱いについて（その 2）

今般、平成 28 年熊本地震に関連する診療報酬等の取扱いについて添付資料のとおり、厚生労働省保険局医療課より発出されましたので、お知らせ申し上げます。

被災地（以下、災害救助法の適用対象市町村をいう）の医療機関については、被災前に施設基準を満たしていた医療機関において、災害等やむを得ない事情により患者を入院させたことにより、平均在院日数、重症度、医療・看護必要度、在宅復帰率、医療区分 2 又は 3 の患者割合等の施設基準を満たさなくなった場合でも、当面の間、施設基準の変更の届出等を行う必要はないことが示されました。

被災地以外の医療機関においては、被災地の医療機関から入院患者の転院の受け入れを行った場合、平均在院日数、重症度、医療・看護必要度、在宅復帰率、医療区分 2 又は 3 の患者割合について、当面の間、被災地から受け入れた転院患者を除いて算出できるとされております。

また、被災地及び被災地以外のいずれの医療機関においても、特定集中治療室管理料、ハイケアユニット入院医療管理料の治療室に、本来当該治療室への入院を要さない患者を入院させた場合、当該医療機関の入院基本料を算定した上で、重症度、医療・看護必要度の該当患者割合の算出から除外することができるとされております。

他にも、被災地の医療機関で、入院時食事療養費（I）又は入院時生活療養（I）の届出を行っている医療機関においては、食事の療養たる提供を適時に、かつ適温で行うことが困難な場合であっても、当面の間、従前の入院時食事療養費又は入院時生活療養費を算定できるとされた上で、できる限り適時かつ適温による食事の提供に努めることなどが示されております。

なお、このほかの措置につきましては、今後の状況により、必要に応じ検討されることとなっておりますことを申し添えます。

つきましては、貴会会員への周知方ご高配賜りますようお願い申し上げます。

<添付資料>

平成 28 年熊本地震に関連する診療報酬等の取扱いについて（その 2）

（平 28. 4. 26 事務連絡 厚生労働省保険局医療課）

事務連絡

平成28年4月26日

地方厚生(支)局医療課
都道府県民生主管部(局)
国民健康保険主管課(部)
都道府県後期高齢者医療主管部(局)
後期高齢者医療主管課(部)

} 御中

厚生労働省保険局医療課

平成28年熊本地震に関連する診療報酬等の取扱いについて(その2)

今般、平成28年熊本地震に関連する診療報酬等の取扱いについて、
別添のとおり取りまとめたので、送付いたします。

I. 被災地（災害救助法の適用対象市町村をいう。以下同じ。）

問1 被災地の保険医療機関が、災害等やむを得ない事情により患者を入院させたことにより、平均在院日数、重症度、医療・看護必要度、在宅復帰率、医療区分2・3の患者割合を満たさなくなった場合について、入院料に規定する施設基準の規定についてどのように考えればよいか。

(答)

被災前にこれらの施設基準を満たしていた保険医療機関において、災害等やむを得ない事情により患者を入院させたことにより、平均在院日数、重症度、医療・看護必要度（特定集中治療室管理料、ハイケアユニット入院医療管理料を除く）、在宅復帰率、医療区分2又は3の患者割合を満たさなくなった場合については、当面の間、直ちに施設基準の変更の届出を行う必要はない。

なお、特定集中治療室管理料、ハイケアユニット入院医療管理料の治療室に、やむを得ず本来当該治療室への入院を要さない患者を入院させた場合については、当該保険医療機関の入院基本料を算定した上で、重症度、医療・看護必要度の該当患者割合の算出から除外する。

問2 入院時食事療養（I）又は入院時生活療養（I）の届出を行っている被災地の保険医療機関において、災害等やむを得ない事情により、入院時食事療養又は入院時生活療養の食事の療養たる提供を適時に、かつ適温で行うことが困難となった場合に、入院時食事療養費等はどのように取り扱うのか。

(答)

当面の間、従前の入院時食事療養費又は入院時生活療養費を算定できるものとする。

ただし、適時かつ適温による食事の提供が困難な場合であっても、できる限り適時かつ適温による食事の提供に努めること。

II. 被災地以外

問3 被災地以外の保険医療機関において、被災地の保険医療機関が災害等の事情により診療の継続が困難となり、当該被災地の保険医療機関から転院の受け入れを行ったことにより、重症度、医療・看護必要度、在宅復帰率、医療区分2・3の患者割合を満たさなくなった場合について、どう考えればよいか。

(答)

被災地以外の保険医療機関において、被災地の保険医療機関から転院の受け入れを行った場合にあっては、平均在院日数、重症度、医療・看護必要度、在宅復帰率、医療区分2又は3の患者割合について、当面の間、被災地から受け入れた転院患者を除いて算出することができる。

ただし、特定集中治療室管理料、ハイケアユニット入院医療管理料の治療室に、被災地の保険医療機関から転院の受け入れにより、やむを得ず当該治療室への入院を要さない患者を入院させた場合については、当該保険医療機関の入院基本料を算定した上で、重症度、医療・看護必要度の該当患者割合の算出から除外する。